

「美濃加茂市個人情報の保護に関する法律施行条例」の制定（案）

1 個人情報の保護に関する法律改正の背景と目的について

令和3年5月19日に公布された「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」第51条により、「個人情報の保護に関する法律」が改正され（令和5年4月1日施行）、本市を含む地方公共団体の個人情報保護制度について、改正後の法律（以下「法」という。）に一元化されることとなりました。

法は、デジタル社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大する中で、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的としており、具体的には次の2つの目的が掲げられています。

(1) 法による統一された運用と保護水準の確保

これまで、保有個人情報については、本市は「美濃加茂市個人情報保護条例（以下「現条例」という。）」、国は「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」、独立行政法人等は「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」、民間事業者は「個人情報の保護に関する法律」を適用していましたが、法改正により各法令及び条例が一本化され、個人情報の取扱いに関する全国統一的な運用が行われることとなります。

なお、現条例により保護されている保有個人情報は、法施行後も、法を根拠として必要な保護水準が確保されます。

(2) 個人情報保護委員会による執行体制の確保

全国統一的な運用を行っていくために、内閣府外局の行政委員会である個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）が一元的な解釈権限を持つこととなります。

委員会は、民間部門や海外の動向を含めた専門的知見を発揮し、官民横断的に個人情報の適正な取扱いを確保することとなります。

2 本市の対応について

令和5年4月1日から本市においても法が適用されることになることから、現条例は令和5年3月末で廃止とし、法を根拠とした「美濃加茂市個人情報の保護に関する法律施行条例（以下「新条例」という。）」を制定し、運用することとなります。

3 新条例の骨子について

【条例に委任された事項について】

(1) 新条例に規定するもの

ア 開示請求の手数料（法第 89 条第 2 項）

法第 89 条第 2 項に「地方公共団体の機関に対し開示請求をする者は、条例で定めるところにより、実費の範囲内において条例で定める額の手数料を納めなければならない」と規定されており、本市においては、以下のとおり、現条例第 22 条の規定と同様とします。

・手数料 ⇒ 無料

※ ただし、個人情報の写しの交付を行う場合における当該写しの作成及び送付に要する費用は、請求者の負担とします。

(2) 当分の間、新条例に規定しないもの

ア 行政機関等匿名加工情報の利用に関する手数料（法第 119 条第 3 項）

法第 119 条第 3 項に「第百十五条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を地方公共団体の機関と締結する者は、条例で定めるところにより、実費を勘案して政令で定める額を標準として条例で定める額の手数料を納めなければならない」と規定されています。

行政機関等匿名加工情報とは、特定の個人を識別することができないようにした個人の情報で、その情報を復元して特定の個人を再識別することができないようにしたものです。民間の研究機関や事業者等に行政機関等匿名加工情報を提供することにより、より利便性の高い商品やサービス開発に役立てられることが期待されています。

しかしながら、都道府県及び指定都市以外の地方公共団体については、当分の間、行政機関等匿名加工情報の提案募集の実施は任意とされており、既に同様の制度を運用している国の行政機関等においても事例の蓄積が乏しく、手法等の検討に時間を要することから、本市においては令和 5 年 4 月 1 日時点の導入を見送ります。

【条例で定めることが許容された事項について】

(1) 新条例に規定するもの

ア 個人情報ファイル簿（法第 75 条第 5 項）

法では、保有している個人情報について、国の機関と同様に「個人情報ファイル簿（利用目的や記録される項目等を記載した帳簿）」を作成し、公表することを定めています。これに伴い、現条例第 11 条の、「個人情報事務登録簿」を廃止し、「個人情報ファイル簿」による公表に変更します。

また、法第 75 条第 5 項に、条例で定めるところにより、政令で定める数（1,000 人）未満の個人情報について、個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿を作成し、公表することを妨げるものではないと規定されています。一方、現条例では人数による作成・作成不要の別がなく、「個人情報事務登録簿」を作成しています。

現状どおりの運用とするよう、1,000 人未満の個人情報であっても、同様に、「個人情報ファイル簿」を作成・公表するよう新条例に規定します。

イ 不開示情報としない情報の追加（法第 78 条第 2 項）

保有個人情報の開示義務に関し、本市の情報公開条例第 6 条との整合性を確保するため、条例で定めることにより不開示としない情報を定めることができます。本市では、公務員等の職務の遂行に係る情報に含まれる氏名に関する情報を不開示としない情報とします。

ウ 保有個人情報の開示決定等の期限（法第 83 条・第 84 条・第 108 条）

法は、開示決定等の期限について、①原則として開示請求があった日から 30 日以内とした上で、②事務処理上の困難その他正当な理由があるときは 30 日以内に限り延長することができることとしています。

他方、現条例は、①原則として開示請求があった日から 15 日以内、②やむを得ない理由があるときは 60 日を限度として延長することができることとしています。

この期間について、条例で規定することにより、より短い期間とすることが許容されており、本市の情報公開条例第 9 条との整合性を確保するため、原則として開示請求があった日から 15 日以内とします。また、これに合わせて、大量の開示請求を行う場合等の決定期限の特例について、60 日以内とされている期間を、45 日以内とします。

エ 審議会への諮問（法第 129 条）

個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関に諮問できます。

この諮問先を「美濃加茂市情報公開・個人情報保護審査会」とし、①新条例を改廃しようとする場合、②法第 66 条第 1 項に基づく安全管理措置の基準を定めようとする場合、③その他市の機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合に審議会に諮問することとします。

(2) 新条例に規定しないもの

ア 条例要配慮個人情報（法第 60 条第 5 項）

法では、①人種、②信条、③社会的身分、④病歴、⑤犯罪の経歴、⑥犯罪被害の事実、⑦障がいのあること、⑧健康診断の結果、⑨医師等による指導または診療内容、⑩被疑者または被告人として逮捕、捜索など刑事事件に関する手続が行われたこと、⑪少年の保護事件に関する手続が行われていたことが要配慮個人情報として定義されています。

これに加えて、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する記述等を条例で定めることができますが、現条例においても上記の法と同様の定義としているため、要配慮個人情報について新たな規定は定めません。

イ 不開示情報の追加（法第 78 条第 2 項）

保有情報開示の開示義務に関し、情報公開条例との整合確保のため必要な部分について、条例で定めることにより不開示情報の追加をすることができますが、美濃加茂市情報公開条例第 6 条の規定は法の規定と整合していますので、不開示情報の追加の規定は設けません。

【その他】

(1) 現条例の運用を引き継ぐため、新条例に規定するもの

ア 市長の調整（現条例第 26 条）

現条例では、市長は個人情報保護制度の運営に関し、他の実施機関と調整を図るものとされています。引き続き、市長が他の機関に対して報告の求めや助言など調整を行うことを可能とするため、同様の規定を設けます。

イ 実施状況の公表（現条例第 27 条）

法では、年度単位で個人情報保護制度に係る運用状況について、個人情報保護委員会に報告し、当該委員会がその概要を公表することとされました。

一方、現条例による市の運用状況の公表については、情報公開の実施状況と合わせ一体的に運用しており、引き続き一体的な情報の公表を図るため、現条例第 27 条に相当する規定を設けます。

(2) 死者に関する情報（法第 2 条第 1 項）

現条例においては死者の情報も個人情報の定義に含まれますが、法では、個人情報の定義を「生存する個人に関する情報」と定めており、今後は、死者の情報が個人情報の定義から外れることとなります。

ただし、死者に関する情報のうち、生存する特定の個人に関する情報であって、当該生存する特定の個人を識別することができる情報は、当該生存する特定の個人を本人とする「個人情報」となり、開示請求の対象となります。

なお、死者に関する情報の取扱いについて、個人情報保護制度とは別の制度として、条例で定めることは妨げられませんが、現時点では当該趣旨の条例は定めないこととします。

(3) 議会について

現条例の実施機関には議会が含まれていますが、地方公共団体の議会については、国会や裁判所が法による個人情報の取扱いに係る規律の対象となっていないこととの整合を図るため、基本的に地方公共団体の機関から除外され(法第2条第11項第2号)、法第5章が規定する行政機関等の個人情報の取扱いに係る義務等に関する規律の適用対象とされていません。

しかしながら、個人の権利利益の保護という観点からは、自律的な対応のもと個人情報の適切な取扱いが行われることが望ましいとされております。